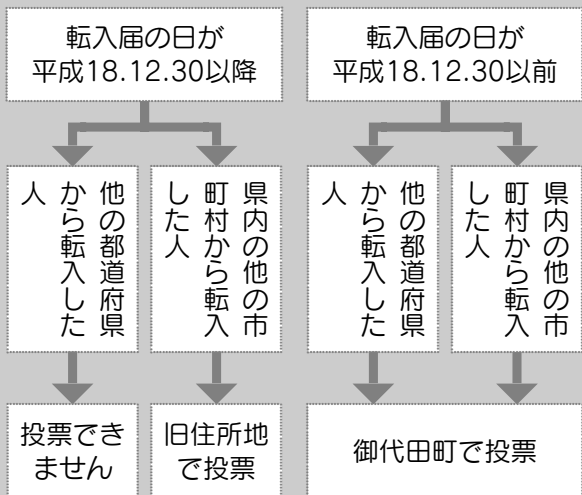


## 最近、御代田町に転入されたみなさんは 投票の場所に注意しましょう！



旧住所地の市町村の選挙人名簿に登録されていることが必要です。投票する際に、引き続き長野県内に住んでいることを証明する「居住証明書」が必要になります。投票日までに最寄りの市町村役場で交付を受けてください。

**期日前・不在者投票ができません。**

投票日に投票ができない人は、期日前投票ができます。また、病院や施設に入院所されている人、町外に仕事等で滞在している人は不在者投票ができます。

※入場券をご持参ください。

**期間** 3月31日～4月7日まで  
**時間** 午前8時30分～午後8時  
**場所** 役場町民ホール

【選挙公報のお届け】  
選挙公報は、新聞折込で投票日の二日前までにお届けします。また、期日前投票所や町内の主な施設などにも公報を配置しますので、ご覧ください。

問い合わせ先  
御代田町選挙管理委員会  
☎32-3111(内線55・56番)

## 行こう、投票!! 創ろう、未来!! 4月8日(日)は長野県議会議員一般選挙投票日



## 一時保育を、はじめます。

4月から雪窓保育園で  
子育て奮闘中のお父さんお母さんを  
応援するため、一時保育を  
始めます。

- 【定員】 1日当たり5人程度
- 【保育時間】 平日:午前8時～午後4時  
土曜日:午前8時～正午  
※日曜日・祝祭日・年末年始は除きます。  
※4～9月の土曜保育はやまゆり保育園で行ないます。
- 【保育期間】 週3日程度を限度とし、  
1ヶ月当たり12日程度
- 【対象児童】 町内に居住し、家庭で保育  
を行っていて、概ね離乳が完了しており、  
病気などで集団保育が困難でない  
就学前児童
- 【利用方法】 事前に申請書をエコールみ  
よた内のこども課へご提出ください。  
なお、緊急を要すると認める場合は、  
当日申請でも利用できます。

こんな時に利用できます…

- 保護者の労働や職業訓練、就学などの理由で、概ね週3日を限度として、断続的に家庭保育が困難となる場合。
- 保護者の傷病や事故、災害、出産、看護・介護、冠婚葬祭等の理由で、緊急又は一時的に家庭保育が困難となる場合。
- 保護者の育児疲れ解消などのため、一時的に保育が必要となる場合。

区分	3歳以上児	3歳未満児
8時間まで1時間ごと (1時間未満の場合は1時間とする)	200円	360円
8時間を超える場合30分ごと (30分未満の場合は30分とする)	100円	180円

※料金は、毎年度4月1日現在の年齢区分による。

【申し込み・問い合わせ先】  
こども課☎(32)9123

## 御代田町精神障害者家族会「学習会」を開催します。

『親なき後を安心するためにできること』

障害者の親にとって、一番気になることは、自分が亡くなった後の子どもの生活ではないでしょうか。親なき後に向けて、何ができるのかを考えてみると、それは決して将来の問題ではありません。子どもが将来、自立できるようになるためには今何をするのかを考えることが大切です。親なき後を安心して迎えるために今何ができるかをみなさんと一緒に考える研修会です。

【講師】 広田和子氏  
【日時】 4月27日(金)  
午後1時30分～3時30分  
【会場】 御代田町保健センター

お車は保健センター隣の町営駐車場をご利用ください

【問い合わせ先】 御代田町保健センター Tel&fax:0267-32-2554

## こんにちはは農業委員会です

御代田町農業委員会事務局 32-3111 内線26・27番

### 安心して農地の貸し借り『利用集積計画』

農地を遊休化し荒廃させると、年数を経るごとに農地性を失い、復旧するのに多大な投資と労力がかかります。高齢や勤めが耕作できない方は、農業経営規模を拡大したい方に貸し、農地の有効利用を図りませんか。そんな方のために「利用集積計画」があります。

農地の有効利用と農業の振興を図ることが目的です。この事業による貸し借りは、町が間に入るので安心です。

**貸し借りの要件**  
どなたでも貸借できます。ただし、贈与税などの納税猶予の適用を受けている方、農業者年金の経営移譲年金を受給している方はご相談ください。

**貸し借りの期間**  
相互の相談により決めてください。

**貸借の方法**  
双方の希望により、貸借が使用貸借のいずれかを選択してください。

- ① 農地を貸す際に農地法の許可が不要で手続きも簡単です。
- ② 貸した農地は期限が来れば離作料を支払うことなく、解約の手続きをしなくても必ず返すことができます。また、更新により継続して貸すこともできます。
- ③ 借手のメリット

① 農業経営規模の拡大が図れます。

② 農地を借りる際に農地法の許可が不要で手続きも簡単です。

③ 貸借期間中は安心して耕作できます。また、更新により継続して借りることもできます。

なお、不明な点などがありましたら、農林政策係または農業委員会事務局にご相談ください。